

ス議会の例から主権は正理に在るように見えるが、この見解は正理が永遠不変ではなく進歩するものであり人民の「使用物」でもあることを見ていないと批判し、結局主権は自由自治の国民に帰属するという。その議論は簡潔で抽象的であるが、人民主権説・議会主権説がとられ、学習会で討論されていることは注目に値する。

もし、このような主権論から憲法が構想されるならば、恐らく「国民の権利」が重要視されるであろうし、立法における民撰議院の優位性が条文にはつきり規定されることになるであろう。先述した五日日市憲法草案では、主権は天皇と両院の間にあることになるから、主権論に限定すれば、国民主権説をとる猪俣・宮田の思想は、五日日市案のそれを超えているといつてよいだろう（江村栄一「自由民権運動とその思想」『岩波講座日本歴史』近代と）。

三 人民に対する認識の問題

県下で展開された民権思想は、全国のそれと同じように、多様な領域にわたっている。しかし、民権思想の核は、先ほどもたように民主主義、とりわけ人權の問題に帰着する。社会・国家を構成している人民をどう見ているか、ここに民権思想の試金石がある。しかし、この問題にすぐ入るまえに、多様な思想の営みについていくつか事例的にふれておこう。

地方自治の主張

国会開設を要求する思想と行動は、地域において地方自治の主張となる。その地方自治を、憲法上に規定することによって保障しようという考え方を早くも提起したが、先にみた五日日市憲法草案である。同案の第七七条には、「府県令ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セラル可シ府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ル者ナルカ故ニ必ラス之ニ干渉妨害ス可ラス其権域ハ国会ト雖トモ之ヲ侵ス可ラサル者トス」と明文化されている。もつとも、この部分の典拠

は、東京日日新聞の福地源一郎「国憲意見」（第四八条）「府県会ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セラルベシ府県ノ自治ハ之ヲ妨碍スベカラザル事」であると考えられる。福地は、この条文を「第八章特法」に入れているが、五日市案では、より厳密に規定し直し、「国民ノ権利」の章に入れている点がユニークである。ちなみに、地方自治規定の典型は、植木枝盛の「日本国々憲案」と立志社の「日本憲法見込案」である。

当時、もっとも具体的な問題に、民権運動に対抗した明治政府による、村支配の再編があった。一八八四（明治十七）年の区町村会法の改正と官選戸長管区制の実施による村支配の再編成は、地方社会に「管民躁激」の風潮が充満しつつあった事態に対するカンフル的施策であったが、のちの「地方自治」制成立の内在的契機をも示していた。再編成の要点をまとめれば、つぎのようになる。(1)従来^の戸長公選制をやめて官選制を採用し、一区域五百戸を基準として戸長役場を置く戸長管区制を設け、戸長を区町村会の議長にあて、召集権・議案発議権を独占させ、そのうえ、議会の停止・解散、不成立や審議未了のさいの施行権を認めた。(2)それに応じて、区町村会も構成と権限が、全国的に統一され、議定範囲は区町村費にかかわることに限られ「区町村会規則」も任意裁可制から知事の施行制へと変えられ、議員の選挙・被選挙資格は地租納入者に限られた。あきらかに町村会が、町村における支配方式を確立する要として位置づけられている。

町村内の公共事項の審議をタテに、町村会が、住民の統治への反発や協力を拒否する政治の舞台となりつつあった状況のもとで、町村会の権限を「区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徴収方法」に限定し、議員の選挙資格を二十歳以上の町村に居住する地租納入者としたことは、町村会が、町や村をあげての住民行動の拠点となる事態をふせぎ、地租納入者、つまり町村内の有産者^{II}地主たちのみで構成される会議体に再編成されたことを意味する（桜庭宏「明治国家の民衆支配」『日本民衆の歴史』二六）。

このような動向を、吉野泰三「鳴門野史ノ戸長論ヲ読ム」は強く批判している（『三多摩自由民権史料集』上巻）。吉野は北多摩郡野崎村（現在三鷹市）の人、自由党员で県議員でもある。吉野は、戸長民選を子供も知る常識とし、政府の広域行政化志向を、「官ノ便利」は「人民ノ不便」になると批判、「人ニシテ自主独立アラハ一村モ自主独立アリ」と結んでいる。人間としての権利を基礎に地方自治が認識されることがわかる。なお、そのほかに、政府による地域行政区画の度重なる変更を批判した井田文三『神奈川県治論』なども、地方自治論の線上に位置づけられるものである（小林孝雄『神奈川の夜明け』）。

前後するが「明治十五年五月本県々会議員建白」も地方自治をふまえた一行動である。これは、同年一月、県知事が、集会に学校を借用することに加え制限を取り消すように要請した建白である。この建白の論理で少し気にかかる点は、言論の自由という観点より、地方税納入者として公共建築物を使う権利があるという観点を前面に出していることである。財政共議権思想をふまえた論旨は説得的である反面、人民の平等性に税負担の階層性をもちこむ危険を内包しているといわなければならない（資料編11近代・現代(1)一二四）。

多彩な論点

県下各地の結社などで語られた民権思想の具体的な内容を示す史料はあまりない。それで、一つの接近方法として、演題を調べてみることにしよう。事例としてここでは、演説会を主体にした有名な横浜の頭猶社をとりあげてみる。

一八八一（明治十四）年四月二十四日、横浜太田町六丁目今村楼で開かれる政談演説会の演題はつぎのように紹介されている。

市川原三郎「誰カ明治ノ廟堂ニ其人ナキト云フ乎」 堀谷佐次郎「君主政体ノ利害」 森澄徳聴「咄々怪事」 横田熊三郎「人間階級論」
樋口忠五郎「富国策」 星野光多「自由ノ大敵」 青山和三郎「秘密ノ□」 齊藤忠太郎「自由ノ加減」 客員、肥塚龍「政府ヲ置クノ基



演説会場となった富竹亭 『横浜成功名譽鑑』から

礎トハ何ゾヤ」同、沼間守一「国民之氣象」その他不明（『東京横浜毎日新聞』、明治十四年四月二十二日付）
 同年五月八日、同じく今村楼で開かれる演説会の題名は、つぎのように紹介されている。

齊藤忠太郎「政党之氣象」 青山和二郎「露国果シテ恐ルベキ乎」 森澄徳聰「世ニ偽民権党ノ多キヲ嘆ス」 横田熊三郎「東京横浜毎日新聞ヲ読テ感アリ」 市川原三郎「専制政府ノ大敵トハ何ゾヤ」 堀谷佐次郎「君主政体ノ利害」 青木匡「議院果シテ一局ヲ要スル乎」（『東京横浜毎日新聞』、明治十四年五月八日付）

ついで、翌明治十五年の例をあげてみよう。二月十二日、横浜鉄橋際の富竹亭での場合はつぎのような演題である。

横地安次「言論ノ保護」 齊藤忠太郎「条約改正論」 大塚成吉「誰カ我國ニ真正ノ自由ナシト云フヤ」 矢野祐義「何者カ言論ヲ蛇蝎視スルカ」 堀谷佐次郎「利息制限法ヲ論ス」 客員、浅井幸次郎「紙幣銷還ノ実行如何」 同、高梨哲四郎「勤王論」 はか不明（『東京横浜毎日新聞』、明治十五年二月十二日付）

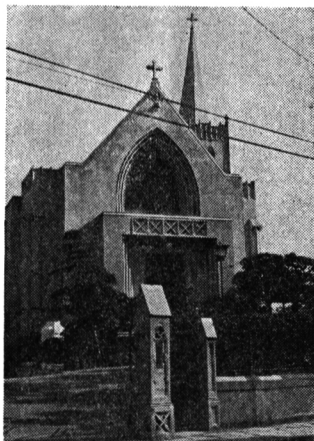
もう一つだけ、同年二月二十五日、同じ富竹亭での演題を掲げてみよう。

藤山広生「官民ノ調和ヲ望ム」 齊藤忠太郎（演題前回ノ続キ） 矢野祐義「氣運論」 小林幸次郎「政治ノ大体ハ輿論ニ出ヅ」 客員、藤野政高「結合論」 同、浅井蒼介「我党ノ急務」 同、内山蘆雪「氣慨論」 波多野伝三郎「如何ナル政体ガ目下我國ニ適當ナルカ」 その他（『東京横浜毎日新聞』、明治十五年二月二十五日付）

このような例からわかるように、顕猶社員の関心は、憲法論、政治論、時事問題、自由論、経済論、外交論等にわたっている。一八八一（明治十四）年五月八日から翌年の六月十八日まで、『東京横浜毎日新聞』に記載された演題百五十二題を分類した渡辺援氏によれば、第一位は政治情勢や政党論などの政治問題（五十五題）、第二位は法律・経済・

言論・文明開化などの教養関係(四十題)、第三位は時事問題(三十題)、第四位は民権思想(十九題)、第五位は外交問題(四題)その他になる。顕猶社の政談演説会の参加者は、普通四、五百名であった(渡辺堯「自由民権運動高揚期における横浜政治結社の動向」『神奈川県史研究』五号)。このような多彩な論点から、民主的な立憲制下で、より前進した生活を営むことを願った民衆の意識をかいま見ることができよう。

自由民権思想は自由と平等を掲げたのであるから、最底辺に置かれてもっとも抑圧された層に、どのような視座を持ったかが試金石となる。底辺への視座とは、女性認識・部落認識であり、対外的には朝鮮認識である。女性の問題については女性自身の女権のめざめとともに、一般化するにはとうていいたらなかつたが、男性の側にも対等な人間として女性をみる平野友輔のような民権家が出てきたことをつけ加えておきたい(色川大吉『増補明治精神史』、本巻第三編三章三節参照)。また、朝鮮認識については、大阪事件と関連するので、後述することにしよう。当時県下の部落認識の問題については、沼謙吉氏の「部落解放運動の先駆け」(『歴史評論』一二五号)、「部落解放運動におけるキリスト教と民権運動の役割」(『部落問題研究』第十輯)という先駆的な研究があるので、その成果を借りることにする。沼氏によって明らかにされた運動は、福岡県を中心とする「復権同盟」(一八八一年)の計画とともに、全国的にも早い事例である。一八七六(明治九)年、元八王子出身の三好萬蔵(箭蔵)と思われる、沼謙吉氏談は、横浜で学校の先生をしながら修道女の世話をするうちに洗礼を受けた。三好は親交のあった八王子在の被差別部落の青年山上卓樹(たくじゅ)に手紙を送り、クリスチャンになるようにすすめた。山上は横浜の八十三番教会(現在 山手カトリック教会)で仏人テストヴィド神父に面会、ほどなく洗礼を受けた。受洗した山上は、一八七七年五月から故郷の被差別部落を中心に、宣教師とともに積極的に布教を開始した。この地域の著名人山口重兵衛の入信も大きな力になったようである(『八王子教会百年史』)。神の前に人間は平等であることを説くこのカトリックの教えに、山上・山口は不当に差別されている部落民を



山手カトリック教会 (横浜)

解放するための思想を見出したであろうことは想像するに難しくない。山上・山口について、その部落の有力者である山口の実兄、山上の父ら四名が入信した。卓樹が残した『漫草録』によれば、信者の拡大を恐れて、県庁は吏員を出張させたり大区に命じて活動家を誹責させたりして妨害し、集會に警官を出席させて圧力を加えたという。しかし、彼等は、「其庄迫ニ抗シ又ハ哄笑ヲ以テ之レニ酬ヒ聊カ躊躇逡巡スル所ロナク邁進遂ニ明治十一年ニ於テ會堂（後焼失シタリ）ヲ設ケ大司教ヲ迎ヘ盛ンニ開堂ノ式ヲ行ヒタル如クナレバ部落及ヒ他方ニ多数ノ信者ヲ出シ」た。信者数は八十名をこえたと推定されており、同地の寺社は、廃寺、廃社に追いこまれたほどであった。

ここに見える「會堂」とは聖瑪利亜教会（天主堂）のことであり、落成後、天主堂「学校」が開設された。被差別部落の児童が（そして夜は青壮年が）公立の学校ではない天主堂「学校」へ通学したのは、一八七一年の太政官布告や翌年の学制にもかかわらず部落差別に基づく教育差別が存在したからである。本県の「達」（一八七六年十二月二十八日）や「示達」（一八七七年七月十日）もそのような実状を認め、文明開化の立場から不十分ながら事態の解決を命じているが、早急に改善されなかった。

天主堂「学校」の設置は、そのような現実の抗議し、被差別部落の人びとが自ら
 の手で奪われた教育の権利をとりもどし、文化の水準を高めるために自主的にた
 ちあがった運動であった（川村善一郎「明治の教育と部落差別」『画報日本近代の歴史』
 3 付録）。

さらにこの部落の人びとは、キリスト教が約束する精神界の平等にあきたら
 ず、地上に平等を実現しようとし、それを自由民権運動に求めた。山上について
 いえば、彼はそのころ慶応義塾とならび称された中村敬宇の同人社で学業を修め

た知識人でもあった。ミルの『自由之理』・スマイルスの『西国立志篇』を訳した中村のもつて、山上が自由民権思想にふれたこともまた容易に想像される。一八八二（明治十五）年、自由党に入党した山上卓樹・山口重兵衛ら四人が中心となり、鴻ぶか武館ぶかをもうけて民権運動を展開した。

人民認識の問題性

自由民権運動が底辺の視座を持ちえたとともに、それが先進的な部分に止まり萌芽的状态に終わったことも事実である。民権運動の敗退がその政治的理由になるが、きびしくいえばその思想にも問題があったと見なければならぬ。つまり、民権思想における人民認識が不十分であった点に究極の原因があると考えられる。

前述したように南多摩自由党は、武相困民党を前にして、なす術すべを知らなかった。そこで自由黨員は、負債主より信用された者、努力した者、一応努力したが問題のある者、敵対した者、に分裂した（資料編13近代・現代③四〇、四五）。抽象的な平等の理念は、現実の経済情勢の悪化のなかで引き裂かれたといえよう。当時、全国的に見ても遜色がない五日市憲法草案においても、「婦女」に選挙権のない男子普選であり、被選挙権には財産と学識の制限が付されている。税を納める者は、発言権があるという当時の議論は、わかり易く説得的である反面、財産を持つ者の民主主義に限定されていく危険を常に内包していた。このような人民認識の不徹底が、底辺への視座を不透明にしたのである。後述する県下の大坂事件参加者の朝鮮認識にしても、天賦人権論と社会進化的文明認識との矛盾を深刻にかみえなかったという当時の思想界の制約もあるが、根本的には人民認識の不十分さが、対外認識に投影されたものと考えられる。もつとも、県下の民権思想がもつたこのような問題性は、本県に固有のものではなく、全国的に民権思想が担たった問題性でもあったのである。

第五節 松方デフレと県下の情況

一 松方財政と地域の状況

不況にあえぐ農村
十四年政変で、大隈に代って大藏卿の地位についた松方正義は、長年の懸案であつた通貨の安定と財政整理を至上の課題として、急激な緊縮（デフレ）政策を推進した。

そのため諸物価は一八八二（明治十五）年以降急激に下落し、金融は逼迫し、一八八四（明治十七）年は日本の近代史上でも稀な不況の年となつた。

いま物価の値下り状況を、当時の代表的な農産物である米麦と蚕糸についてみると、米麦は一八八一（明治十四）年以降わずか三、四年の間に半値以下に下落し、また繭や生糸についても十五年の横浜相場の暴落以来値下りしたままである（第二十一表参照）。

さらにこれらの農産物価格の変動を、農民側が生産点で算出した資料でみると第二十二表のようになり、米麦、生糸とも十三年時の三、四割に暴落しており、事態は一段と深刻であることを示している。

ところでこれらの農産物は、当時の神奈川の農村における最も主要な物産であつた。たとえば愛甲郡では、「米麦ノ一半ヲ以テ貢租ニ充テ、他ノ一半ヲ食料トナシ、而シテ日常必需ノ物品ヲ購買スルノ資ニ至リテハ、余之ヲ桑蚕ノ所得ニ取リテ辛ジテ其生活ヲ営ム」（「租税軽減哀願書」資料編11近代・現代(1)一七七）というのが、農家経済の一般的形態であつたが、これは神奈

第21表 神奈川県物産相場変動表

	米 (石)	麦 (石)	生 糸 (八王子提糸)
明治 年	円	円	(9貫匁) 円
13	10.49	4.71	373.27
14	11.17	4.10	441.89
15	9.26	2.54	355.88
16	6.52	1.92	278.63
17	5.40	1.97	

(注) 色川大吉氏「明治前期の多摩地方調査と民権運動研究ノート」『東京経済大学、人文自然科学論集』から

第22表 生産点における農産物価格の変動

		明治13年	15年
生糸	1円当り	18匁	34丁23匁
	変動率	100	40
玄米	1円当り	7升5合	20升
	変動率	100	37.5
麦類	1円当り	1.4斗	4斗
	変動率	100	35

(注) 武相困民党の「哀願書」資料編13近代・現代(3)から作成

を行う一方、「地方税規則」を改正して地方税の増徴を図った。地方税についてはこれまでの地租割部分の課税限度を、地租の五分の一から三分の一に引き上げたうえ、それまで国庫負担であった土木費、監獄費、府県庁舎建築修繕費などを地方財政に移管して住民負担をつよめた。このような十五年以降の相次ぐ増税政策が、不況と重なって住民に一層の重圧感をあたえたのである。

しかし、農民にとって何と言っても最大の負担は地租であった。地租は一八七七(明治十)年の改正以来、地価の二分五厘という率に固定したままであったが、農産物の激しい値下りの中での地租率の固定化は、実質的な増税を意味した。その上に神奈川県は、地租改正によって地租額が旧貢租とくらべて重く、とくに畑作地帯は旧貢租の約三倍に増徴されたため(第二十三表参照)、従来から地租に対する不満が強かった。この地租の重圧について、大住・淘綾郡の戸長らの連名による「地租延納上

川県下の農村の平均的な姿でもあった。十七年不況は、まさに農家経済を支える主要農産物に大打撃を与え、農家の「歳入ノ三分ノ二ヲ失ヒタルト一般ノ思ヒ」をさせることになった。

諸物価の低落に加えて、公租公課の負担の増大も不況期にはきびしいものがあつた。明治政府は一八八二(明治十五)年十一月、太政官布告六一〇七〇号を発して、酒、煙草などの大増税

第23表 神奈川県東の改正地租表

改正反別	地 租	旧 反 別	旧 地 租
町 259, 667	円 905, 249	町 113, 423	円 834, 260

「地租改正報告書」『明治前期財政経済史料集成』第7巻から作成

申書」はこう訴えている。

「茲ニ地租金五円ヲ納ムルモノアラン。昨年ニ於テハ凡米六斗内外ヲ以之ニ充足致シ候ヲ今年ニ至リテハ米壹石二、三斗ヲ要セサルヲ得ズ……是即チ昨米拾石ノ收穫アリタルモノ今年減ジテ五石ノ收穫ヲ得タルト毫モ異ナルコト無之」。これでは「農民ニ取ツテハ恰モ凶歳ト同一」であると(資料編11近代・現代(1)一七六)。

さらに地租の徴収に関連して、地租徴収期限の問題も不況期には重大問題となった。この徴収期限は過去三回改正されたが、それまで六期に分かれた徴収区分を四期に短縮するなど、改正のたびに納税者に不利となった。ことに、第三期の納入期限が、年内の十一月一日から十二月十五日に置かれたため、「未ダ田方ノ收穫ヲ以テ金ニ代フベカラザルノ時期ニ属スル」ため、この不景気の中で「真ニ三期ノ貢納ヲ弁済スルニ耐フベキ者ハ殆ンド百中ノ二、三ニ過ギズ。而シテ他ハ悉ク負債ヲ以テ此ノ義務ヲ果サルヲ得サラン」(上元老院議長建白書草案)資料編13近代・現代(3)五三三」という状況であった。

こうして、十七年には地租軽減運動と並んで、地租の延納(納入期限延期)の運動も各地でさかんに行われることになる。

高利貸資本の跳梁と収奪 さて、以上のような農村の困窮につけてんで出現したのが、「銀行類似会社」と呼ばれる高利貸資本であった。これらの銀行会社は、ほぼ

一八八一年〜八三年という不況下の金融難を背景にして設立されたもので、苛酷な高



地租延納が綴られた「上申録」

伊勢原市役所蔵

第24表 主な銀行類似会社

会社名	本店所在地	創立年月	株金(円)
東海貯蓄銀行	青 梅 町	15年 5月	100,000
八王子銀行	八 王 子 町	14. 5	300,000
旭 銀 行	〃	15. 1	30,000
武相銀行	〃	15. 7	45,100
武蔵野銀行	〃	14. 5	130,000
日野銀行	日 野	16. 2	24,000
江陽銀行	大住郡馬入村	15. 7	44,000
共伸社	同郡曾屋村	14. 3	150,000
積小社	小 田 原	8. 6	150,000

『神奈川県統計書』から作成

利をむさぼる典型的な高利貸資本であった。

もともと神奈川県では、開港以来生糸輸出のブームにのって、養蚕業が急速に発達し、農村の商品経済化も急激であった。とくに、一八八〇(明治十三)年をピークとする金融の緩慢期には、養蚕農家の資金需要がさかんで、これが逆に不況期の負債を増幅した。銀行類似会社はちょうど、この景気の下降期に出現し(第二十四表参照)あくどい高利貸付で農村地帯を跳梁ちようりょうしたのである。しかも会社の営業規模は大きく、八王子銀行を例にとると、その営業圏は武州南多摩、都筑郡のほかに相州の高座、愛甲、津久井の各郡に及んでいた。その意味ではこの銀行会社は、主として一村内で小口の生活資金の金貸しを営む在来型の農村金融とは質を異にする、原蓄期特有の新しいタイプの高利貸資本であった。

さて、この時期の銀行会社の債法は、明治政府の高官も嘆くほどの「峻酷」さであった。一八八三(明治十六)年、巡察使として神奈川県に派遣された元老院議員関口隆吉は、その復命書の中でこう述べている。

銀行類似会社中誠実ニ業務ニ従事スル者尠トセス雖モ往々高利ヲ貪リ、毎月縛天利ト唱ヒ、最初悉ク期限内ノ利子ヲ引去リ、且別々ニ不当ノ手数料ヲ取りテ貸金ヲ為シ、期限ニ至レハ峻酷ニ其返弁ヲ督責シ、毫モ反ス所ナク義務者延期ヲ請フモ奇貨トシ、証書ヲ書キ換エ更ニ期限内ノ利子及手数料ヲ出サシムル者アリ、細民ノ之カ為ニ窮淵ニ陥ルモノ少カラス、為メニ身代限ノ処分ヲ受クル者尤多シト云フ(資料編11近代・現代(1)一〇三)